

楡形山及び伊奈ヶ湖周辺保全活用基本構想策定業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要項

1 業務の目的

山梨県立南アルプス巨摩自然公園内に位置する楡形山は、丸山、唐松岳、裸山、頂上（奥仙重）から成る標高2,052mの山であり、多くの動植物が生息し、頂稜部にカラマツやコメツガ、シラビソなどの原生林が残る豊かな自然環境に恵まれ、自然環境を保全する取り組みやトレッキング等を楽しむ場として多くの人々に愛されてきた。

また、伊奈ヶ湖周辺施設（以下「エコパ伊奈ヶ湖」という。）は、昭和43年に明治100年を記念して楡形山山麓に整備された森林公園であり、宿泊及び研修施設、テントサイトやBBQ場のアウトドアレジャー施設が所在しており、多くの人々に親しまれてきた。

平成26年6月には、本業務区域である楡形山及びエコパ伊奈ヶ湖を含む、山梨・長野・静岡3県の10市町村にまたがる南アルプス山域が、地域の豊かな生態系や生物多様性を保全し、自然を学ぶとともに、文化的にも経済・社会的にも持続可能な発展を目指す「南アルプスユネスコエコパーク」（以下「エコパーク」という。）に指定された。

豊かな自然環境を守りつつ、多彩な資源を活かし、「学び・癒し・楽しむ場」として活用を目指すエコパークの理念を具現化するものとして、楡形山及びエコパ伊奈ヶ湖の保全・活用が強く求められているところであり、交流人口の増加が見込まれるにあたり、訪れた人に魅力を伝え、自然を満喫してもらうための保全活用の基本構想を策定するものである。

2 業務の概要

(1) 委託業務名

楡形山及び伊奈ヶ湖周辺保全活用基本構想策定業務委託

(2) 業務内容

別紙「楡形山及び伊奈ヶ湖周辺保全活用基本構想策定仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期間

契約の締結日の翌日～令和6年3月22日（金）

(4) 提案上限金額（消費税相当額及び地方消費税額を含む。）

金2,937,000円

但し、この金額は契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものであることに留意すること。また、提案は上記の上限金額を超えないものとする。なお、上記金額を超えた提案を行った場合は失格とする。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を満たすこととする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 公告の日から契約締結までの間において、南アルプス市長及び山梨県知事から入札参加資格停止の措置を受けた（指名停止期間の一部が属する場合を含む）者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及び同条第6項に規定する暴力団員でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申し立てがなされている者でないこと。（ただし、更正手続開始の決定後、新たに入札参加資格審査を受けて入札参加資格名簿に登録された者及び入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。（ただし、更正手続開始の決定後、新たに入札参加資格審査を受けて入札参加資格名簿に登録された者及び入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）
- (6) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (7) 仕様書に定める業務について業務遂行能力を有し、適正な実施体制を有する者及び南アルプス市の指示に柔軟に対応できる者であること。
- (8) 平成30年度以降において、国又は地方公共団体から同種及び類似の委託業務を受託した実績を有する者であること。
- (9) 山梨県内において、本店、支店又は営業所、事業所等を有する者であること。

4 実施スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは次のとおりとする。

実施内容	期 日
プロポーザル公告（募集開始）	令和5年7月 7日（金）
質問書の受付期間	令和5年7月19日（水）午後5時まで
質問書への回答	令和5年7月21日（金）
参加申込書等の提出期限	令和5年7月24日（月）午後5時まで
企画提案書等の提出期限	令和5年8月 3日（木）午後5時まで
プレゼンテーション・ヒアリング	令和5年8月 8日（火）
審査結果通知	令和5年8月 9日（水）以降
契約手続き	令和5年8月17日（木）予定

5 参加申込書等

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、参加資格を有することを証明するため、参加申込書（様式1）を提出し、企画提案参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 参加申込書等の作成

- ① 参加申込書（様式1）
- ② 誓約書（様式2）
- ③ 会社概要書（様式3）
- ④ 受託実績整理表（様式4）
- ⑤ 国税及び地方税の納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税）
※未納がない旨を証するものでもよい。

(2) 提出期限

令和5年7月24日（月）午後5時まで（必着）

(3) 提出方法

持参または郵送・宅配により行い、期限までに必着のこと。持参以外の方法で提出した場合は、到達したことを本要項13の間合せ先へ電話で確認すること。

(4) 提出先

南アルプス市（後記13参照）

(5) 提出部数

・正本1部・副本6部（正本の写し）・CD-R1枚（PDF形式で保存したもの）

6 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問は、次の方法で提出すること。

(1) 質問書の作成様式（様式5）

(2) 提出期限

令和5年7月19日（月）午後5時まで

(3) 提出方法

質問は、様式5に記載の上、電子メールにより送信すること。なお、他の方法による質問書は一切受け付けない。ただし、質問書の内容に疑義が生じた場合は、質問者へ電子メール又は電話で問い合わせをする場合がある。

(4) 提出先

南アルプス市（後記13参照）

(5) 質問書の回答

質問に対する回答は、令和5年7月21日（金）を目処に、ホームページ上で公表する。

(6) 留意事項

・質問の内容は簡潔で分かりやすく記載すること。

- ・質問は、企画書等の作成に係るものに限る。

7 企画提案書・見積書の提出

企画提案書は1参加者につき1件のみとし、仕様書に基づき、別添「企画提案書記載事項一覧（別紙1）」に掲げる事項について記載し、次により提出すること。

(1) 提出書類

①企画提案書

- ・表紙には、様式6を用いること。
- ・A4判縦を原則とし、6ページ以内とすること。A3判（3ページ以内）はやむを得ない場合に限り使用することとし、片面、横折込みとする。
- ・日本語表記で文字サイズは10.5ポイント以上であること。
- ・委託予定事項の作業スケジュールを示すこと。

②見積書（様式は任意）

金額（消費税及び地方消費税を含む）及び積算内訳（項目ごと）を記載すること。

※積算根拠は仕様書を参考に可能な限り詳細に記載すること。

※見積額は2（4）の費用の上限額の範囲内とすること。

③プレゼンテーション参加予定者名簿（別紙2）

※出席者は最大4名までとする。

(2) 提出部数及び提出方法

書面により①を正本1部・副本6部、②正本1部・副本2部を提出するとともに、CD-ROM等に格納し電子媒体（PDF）として提出すること。

提出は、持参または郵便・宅配により行い、（3）の提出期限までに必着のこと。

(3) 提出期限

令和5年8月3日（木）午後5時（必着）

提出は、市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

(4) 提出場所

南アルプス市（後記13参照）

(5) 企画提案書の提出辞退

参加申込書提出後に企画提案書の提出を辞退する場合は、「辞退届出書（様式7）」

を企画提案書の提出期限までに、7（4）の提出場所へ提出すること。なお、企画提案の辞退は自由であり、当該辞退による不利益な扱いはしない。

8 審査及び結果通知

(1) 審査

- ① 企画提案書の審査は、楡形山及び伊奈ヶ湖周辺保全活用基本計画策定業務委託事

業者選定委員会が行う。

- ② 企画提案書の審査は、別紙1「企画提案記載事項一覧」の各項目について審査する。
- ③ 提案内容及び経費等について総合的に審査を行い、審査の採点の合計の最高得点の者を最優秀提案者と選定する。
- ④ 最高得点の者が同点の場合、経費の見積等を総合的に判断し、最優秀提案者を決定する。

(2) 審査方法

- ① 審査では、プレゼンテーション及びヒアリングを行う。
(9 企画提案のプレゼンテーション・ヒアリングを参照すること。)
- ② 審査結果は、企画提案書の提案者全員に文書にて通知する。
- ③ その他
合計点が1位であっても仕様書に沿わない場合や、得点が著しく低い審査項目がある場合は最優秀提案者としなないことがある。

(3) 非特定理由に関する事項

最優秀提案者とされなかった者は、8(2)②の通知を受けた日の翌日から起算して10日(土日祝祭日を除く)以内に、書面(様式自由)により理由について説明を求めることができる。

9 企画提案のプレゼンテーション及びヒアリング

企画提案に係るプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり実施する。

(1) 日時

令和5年8月8日(火) 予定(詳細は提案者に別途連絡)

(2) 場所

山梨県南アルプス市小笠原376番地
南アルプス市役所本館3階大会議室
(詳細は提案者に別途連絡)

(3) プレゼンテーション・ヒアリングの概要

35分程度(企画提案の説明20分、質疑応答10分、準備入退室時間5分)

企画提案の説明においては、20分が経過した場合は、直ちに終了とする。出席者は簡潔かつ明瞭な説明に努めること。

(4) その他

- ① 企画提案の説明及び質疑応答は、主担当者となる者が行うこととし、会場への入室は4名以内とする。
- ② 会場には、市側でプロジェクター及びスクリーンを用意する。
- ③ やむを得ない事情がある場合を除き、プレゼンテーションに欠席、又は遅刻した場合は、選定から除外する。

- ④ プレゼンテーション等で使用する参考資料等は、別途提出を受け付けるが、採点の対象とはしない。

10 企画提案の無効

次のいずれかに該当するときの企画提案は無効とする。

- (1) 提案に参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時まで又は場所に企画提案書類等を提出しないとき。
- (3) 提案に関して談合などの不正行為、又は参加に際して事実と反する申し込みや提案などの不正行為があったとき。
- (4) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (5) 業者選定委員会の委員又は担当部局職員に対して、直接または間接的に本プロポーザルに関し援助を求めたとき。
- (6) 本要項に規定する参加資格を満たすことが確認された者が、その確認後において、次のいずれかに該当するとき。
 - ・本要項に規定する参加資格を満たさなくなったとき。
 - ・企画提案書類等に虚偽の記載をしたとき。
- (7) 2件以上の企画提案をしたとき。

11 契約

審査の結果、最優秀提案者を優先交渉権者として交渉を行い、随意契約により契約を締結する。

ただし、優先交渉権者と協議が整わず契約の見込みがないとき、又は、優先交渉権者が契約締結までの間に「3 参加資格」を満たさなくなったときは、次点の提案者と契約に向けて協議する。

12 その他

- (1) 必要に応じて参加申込みに関する照会を行う場合がある。
- (2) 提出された企画提案書類等は返却しない。
- (3) 本提案により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (4) 契約の優先交渉権者として特定された後に、提案内容を適切に反映した仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- (5) 特定された企画提案書類等の内容については、協議の上、本業務の仕様書に反映する場合がある。
- (6) 参加表明及び企画提案に関する説明会は行わない。
- (7) 企画提案に要する費用は、参加者の負担とする。
- (8) 災害等、不測の事態が生じた場合は、本業務に関する手続きを延期することがある。

13 担当部署 (問い合わせ先)

南アルプス市役所 産業観光部 観光施設課

〒400-0395 山梨県南アルプス市小笠原376

TEL : 055-282-6294 FAX : 055-282-6279

E-mail kan-shisetsu@city.minami-alps.lg.jp